



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年6月7日（火） 第10007号

■ 目 次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○使用料の収納事務の委託（住宅政策課）	2
<b>公 告</b>	
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧（農村整備課）	3
<b>監査委員告示</b>	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	3

■ 告 示

◎群馬県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	館林藤岡線	邑楽郡板倉町大字除川字天神前771番の2地先から同郡同町大字同字舟渡下2106番の18地先まで	前	8.2～9.0	247.6
			後	8.3～10.2	247.6

◎群馬県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	館林藤岡線	邑楽郡板倉町大字除川字天神前771番の2地先から同郡同町大字同字尾崎前1228番の1地先まで	令和4年6月7日

◎群馬県告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和4年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第24条に規定する県営住宅の家賃の収納事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営世良田土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和4年6月8日から同年7月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 太田市役所

■ 監査委員告示

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人兒島宏和の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

令和4年6月7日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
田 中 陽 子	群馬県甘楽郡甘楽町福島1337番地1	令和4年6月8日～ 令和5年3月31日
村 越 芳 美	群馬県高崎市江木町1040番地2テレスハラ403号	令和4年6月8日～ 令和5年3月31日
南 雲 拓 也	群馬県伊勢崎市新栄町2223番地5	令和4年6月8日～ 令和5年3月31日
塚 原 督 成	群馬県高崎市東貝沢町4丁目2番地37	令和4年6月8日～ 令和5年3月31日
立 見 嘉 章	群馬県高崎市上小鳥町309番地19	令和4年6月8日～ 令和5年3月31日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111